

審議会等における消費者代表の参画状況調査（結果概要）

（注1）表中の数字は、各年度とも、12月31日現在。

（注2）「消費者代表の参加の有無」及び「備考」欄については、平成17年度における状況を記載。

（注3）「委員数」の「消費者代表」の欄は、当該審議会の本（親）委員会の状況について示したものの。したがって、同欄で「0」とされている場合でも、当該審議会の「分科会」、「専門委員会」等に専門委員等として消費者代表が参加している場合があることに留意。

（注4）防衛省所管分については、調査時点での「防衛庁」の数字として記載。

（注5）活動停止中の審議会等については、記載せず。

府省庁名	審議会等名	定数	委員数		会長が消費者代表	会長代理が消費者代表	消費者代表の参加の有無	備考 (左欄が「有」(消費者代表が参加している)の場合はその成果を、「無」(消費者代表が参加していない)の場合はその理由を記載)
			消費者代表	(うち女性)				
内閣府	<b>国民生活審議会</b>							
	平成13年度	30	28	3	2		有	国民生活審議会では、左欄のとおり消費者代表等が審議会メンバーとして参画しており、消費者政策に関して最近では以下のとりまとめを行っている。 「21世紀型消費者政策のあり方」報告書(平成15年5月) 消費者団体訴訟制度の在り方について(消費者団体訴訟制度検討委員会報告)(平成17年6月) 消費者基本計画(平成16年4月) など これらの報告書等においては、消費者代表等からの意見も踏まえ、今後の消費者政策の充実・強化のための方向性を明らかにしたり、具体的な方策を提示している。
	平成14年度	30	27	3	2			
	平成15年度	30	30	2	2			
	平成16年度	30	30	2	2			
	平成17年度	30	29	2	2			
	<b>食品安全委員会</b>							
	平成15年度	7	7	0	0		無	主として食品の健康へ及ぼす悪影響(リスク)を科学的、客観的に評価すること(リスク評価)にあることから、委員会においては食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者、専門調査会においては学識経験のある者によって構成される必要がある。 すなわち、リスク評価の実施等は、純粋に科学的・専門的な知見に基づいて客観的かつ中立公正になされる必要があり、利害調整を行う場ではないことから。
	平成16年度	7	7	0	0			
	平成17年度	7	7	0	0			
	<b>原子力委員会</b>							
	平成13年度	5	5	0	0		無	原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るために置かれ、原子力利用に関する政策に関すること等について企画し、審議し、及び決定している。 原子力委員会委員は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第5条第1項により「委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」とされており、またその専門性の高さから、原子力に関する専門的な知識を有し、産業界、学識経験者等の中から均衡のとれた委員構成となるよう配慮されている。
	平成14年度	5	5	0	0			
	平成15年度	5	5	0	0			
	平成16年度	5	5	0	0			
	平成17年度	5	5	0	0			
	<b>原子力安全委員会</b>							
	平成13年度	5	5	0	0		無	原子力安全委員会においては、原子力の安全確保のための科学的、客観的な調査審議等を行っており、そのために必要な各分野の専門家を委員及び専門委員に選任しているため、消費者代表参画の観点からは委員を選任していないため。
	平成14年度	5	5	0	0			
	平成15年度	5	5	0	0			
	平成16年度	5	5	0	0			
平成17年度	5	5	0	0				
<b>地方制度調査会</b>								
平成13年度	30人以内	28	0	0		無	地方制度調査会設置法第6条第1項では、「委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。」とされている。	
平成14年度	30人以内	30	0	0				
平成15年度	30人以内	30	0	0				
平成16年度	30人以内	30	0	0				
平成17年度	30人以内	28	0	0				
<b>衆議院議員選挙区画定審議会</b>								
平成13年度	7	7	0	0		無	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第6条2において「委員は、国会議員以外の者であって、識見が高く、かつ、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し公正な判断をすることができるとともに、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」とある。この規定を踏まえるとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、改定案を勧告するという職務の重要性を考慮しているため。	
平成14年度	7	7	0	0				
平成15年度	7	7	0	0				
平成16年度	7	5	0	0				
平成17年度	7	7	0	0				
<b>情報公開・個人情報保護審査会</b>								

	平成13年度	9	9	0	0			無	情報公開・個人情報保護審査会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく行政機関の長等からの諮問に応じ、行政不服審査法に基づく不服申立てについて第三者的立場から調査審議を行っており、その職務上、委員には、情報公開法制、個人情報保護法制を始めとした行政法等に関する高度な専門知識が求められる。このため、情報公開・個人情報保護審査会委員は、法曹関係者（裁判官・検察官経験者、弁護士）、行政法学者等から任命されているところである。
	平成14年度	12	12	0	0				
	平成15年度	12	12	0	0				
	平成16年度	12	12	0	0				
	平成17年度	15	15	0	0				
	<b>税制調査会</b>								
	平成13年度	30人以内	29	0	0			無	委員の任命については、税制調査会令第三条で「委員及び特別委員は学識経験のある者のうちから、専門委員は、財政経済又は税制に関し専門的知識のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する」とされている。
	平成14年度	30人以内	29	0	0				
	平成15年度	30人以内	20	1	1				
	平成16年度	30人以内	20	1	1				
	平成17年度	30人以内	20	0	0				
<b>金融庁</b>	<b>金融審議会</b>								
	平成13年度	30	18	0	0			有	一般論で申し上げれば、金融に係る政策フェーズが変化する中で、より幅広い方々から意見を聴くことができるようになった。
	平成14年度	30	22	0	0				
	平成15年度	30	23	0	0				
	平成16年度	30	22	0	0				
	平成17年度	30	24	0	0				
	<b>自動車損害賠償責任保険審議会</b>								
	平成13年度	13	13	0	0			有	消費者代表1名が審議会委員として参画しており、自賠責保険の基準料率の検証等について、特定の立場に偏らず消費者の観点からご審議をいただいている。
	平成14年度	13	13	0	0				
	平成15年度	13	13	0	0				
	平成16年度	13	13	0	0				
	平成17年度	13	13	1	1				
	<b>企業会計審議会</b>								
	平成13年度	20	19	0	0			無	企業会計審議会は、有識者としての意見聴取を目的に開催されており、その審議内容は専門性が極めて高く、審議会への参画には企業会計、監査制度に関する専門的知識が不可欠であるため。
	平成14年度	20	19	0	0				
	平成15年度	20	19	0	0				
	平成16年度	20	17	0	0				
	平成17年度	20	19	0	0				
	<b>公認会計士・監査審査会（※平成16年4月発足）</b>								
	平成16年度	10	10	0	0			無	公認会計士・監査審査会は、いわゆる制度に関する調査審議を目的とする機関ではなく、公認会計士試験、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、日本公認会計士協会が行った監査法人等の監査証明業務の品質管理の状況調査の審査及び監査法人等に対する検査を実施する機関である。
	平成17年度	10	10	0	0				
	<b>証券取引等監視委員会</b>								
	平成13年度	3	3	0	0			無	証券取引等監視委員会は内閣府設置法第54条に基づく合議制の機関として金融庁に置かれ、委員長及び委員は独立してその職権を行使することとされている。
	平成14年度	3	3	0	0				
	平成15年度	3	3	0	0				
	平成16年度	3	3	0	0				
	平成17年度	3	3	0	0				証券取引等監視委員会の委員長及び委員については、上記のような監視委員会の任務を踏まえ、専門的な知識に加え、公共性、中立性を確保する観点から、公正かつ客観的な判断ができる人。法曹関係者、経済関係で幅広い経験を有する有識者の中から公正かつ均衡のとれた委員構成となるよう配慮した選考となっている。 以上の理由から消費者代表が当該審議会に参画していない状況である。
<b>総務省</b>	<b>地方財政審議会</b>								
	平成13年度	5	5	0	0			無	地方財政審議会は、地方交付税の交付額の決定、地方債の許可など地方公共団体の運営の基盤となる税財政に関わる事項について国の意思決定が公平・公正であるかをチェックするとともに、国と地方の適正な財政秩序の確保や地方税財源の適切な確保等地方財政全般にわたる広範な視点からの審議を行うため設置されているものであり、その委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命することとされている（総務省設置法第12条）。
	平成14年度	5	5	0	0				したがって、地方財政審議会においては、「消費者代表」という立場で任命された委員は特に存在しない。
	平成15年度	5	5	0	0				
	平成16年度	5	5	0	0				
	平成17年度	5	5	0	0				



	平成15年度 平成16年度 平成17年度	11 11 11	11 11 11	0 0 0	0 0 0		無	門委員については、統計に関して学識経験のあるものの中から任命することとされているため。
	<b>消防審議会</b> 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度	13 13 13 13 13	13 13 13 13 13	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		無	消防審議会では、国民の安心・安全を守る消防庁の施策を審議するため専門家や有識者の委員の他、一般の方を委員としている。特に一般の方を消費者代表として選考したものではない。
<b>法務省</b>	<b>司法試験委員会</b> (※同委員会は、平成16年1月1日司法試験管理委員会(国家行政組織法第3条に基づく委員会)から同法第8条の審議会等に改組されたため、同16年度以降で調査)						無	司法試験委員会は、司法試験等の実施及び実施に関し重要事項を審議するために設置されているもので、その委員は、司法試験法により、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者の中から、法務大臣が任命するとされている。また、司法試験(旧司法試験第一次及び第二次試験)考査委員及び司法試験(新司法試験)考査委員は、それぞれ旧司法試験及び司法試験の試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるために委員会に設置されているもので、それぞれの委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者の中から、法務大臣が試験ごとに任命することとされている。以上の審議会等の設置の目的、委員に期待される経験、識見、専門性等を考慮して任命している。
	平成16年度 平成17年度	7 7	7 7	0 0	0 0		無	
	<b>検察官適格審査会</b> 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度	11 11 11 11 11	11 11 11 11 11	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		無	本審査会は、検察官がその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知し、また、検察官の適格性について審査を行うことを所掌事務としているところ、その性質上、審査会運営細則において、会議の非公開を定めており、消費者代表委員が参画する審議会等としては、なじまないものである。
	<b>検察官・公証人特別任用等審査会(※平成16年1月1日発足)</b> 平成16年度 平成17年度	12人以内 12人以内	11 11	0 0	0 0		無	本審査会は、副検事の選考及び検察官特別考試の実施、公証人の選考並びに公証人法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項を処理することを所掌事務としているところ、その性質上、審査会議事細則において、会議の非公開を定めており、消費者代表委員が参画する審議会等としては、なじまないものである。
	<b>法制審議会</b> 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度	20人以内 20人以内 20人以内 20人以内 20人以内	20 19 20 19 19	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		無	法制審議会の委員は、学識経験のある者の中から、法務大臣が任命することとされている(法制審議会令第2条第1項)。民事法、刑事法その他法務に関する基本的事項について調査審議する法制審議会の設置の趣旨・目的に照らし、委員の人選に当たっては、法律専門家に加え、幅広い意見を審議に反映できるように、法律専門家以外の有識者を委員に加えることとするとともに、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意して、適任者を選んでいるところである。
	<b>中央更生保護審査会</b> 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度	5 5 5 5 5	5 5 5 5 5	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0		無	本審査会は、上申された恩赦について調査や検討の上、法務大臣に実施の申出を行うほか、地方更生保護委員会が決定した仮釈放取消しに対する不服申立ての審査を行うなどの事務を行っている。その業務の特殊性や重要性から、構成する委員は、刑事司法、更生保護および矯正、精神医学、人間科学等の専門的知識・経験を有する者から就任することが適当である。
<b>財務省</b>	<b>財政制度等審議会</b> 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度	30 30 30 30	30 30 29 29	0 0 0 0	0 0 0 0		無	当審議会は、財政、国共済、たばこ、国有財産、財政投融资等に関する重要事項を調査審議しており、委員選任に当たっては、特定の消費者代表委員ということではなく、経済界、学会、言論界、などから委員を選任している。

	平成17年度	30	29	0	0			
	<b>関税・外国為替等審議会</b>							
	平成13年度	30	29	1	1	有	<p>関税・外国為替等審議会では、消費者代表（消費科学連合会）が審議会メンバーとして参画しており、最近においては以下の事項について答申をとりまとめた。</p> <p>①アメリカ合衆国におけるバード修正条項に対する報復関税の課税についての答申（平成17年8月）</p> <p>②平成18年度における関税率等の改正について（平成17年12月）</p>	
	平成14年度	30	29	1	1			
	平成15年度	30	30	1	1			
	平成16年度	30	30	1	1			
	平成17年度	30	28	1	1			
	<b>関税等不服審査会</b>					無	<p>審議会自体、消費者代表が参画する性質のものではないため。</p>	
	平成13年度	20	20	0	0			
	平成14年度	20	20	0	0			
	平成15年度	20	20	0	0			
	平成16年度	20	20	0	0			
	平成17年度	20	20	0	0			
	<b>国税審議会</b>					無	<p>国税審議会においては、本調査依頼で定義されている消費者代表委員は参画していないが、委員の選任に当たっては、学界、法曹界、税理士界、産業界、酒類業界の各分野以外からも、消費者の意見を反映させる観点から、管理栄養士、マスコミ関係者等の学識経験者を選任しているところである。</p>	
	平成13年度	20	20	0	0			
	平成14年度	20	19	0	0			
	平成15年度	20	17	0	0			
	平成16年度	20	17	0	0			
	平成17年度	20	19	0	0			
	<b>独立行政法人評価委員会</b>					無	<p>現委員は、財務省独立行政法人評価委員会令に基づいて、学識経験のある者の中から所管法人の行っている業務等に関して専門性及び実践的な知見を基準に適当な者を選任したため。</p>	
	平成13年度	7	7	1	1			
	平成14年度	7	7	1	1			
	平成15年度	20	12	0	0			
	平成16年度	20	18	0	0			
	平成17年度	20	18	0	0			
<b>文部科学省</b>	<b>独立行政法人評価委員会</b>					無	<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>	
	平成13年度	30	30	0	0			
	平成14年度	30	30	0	0			
	平成15年度	30	23	0	0			
	平成16年度	30	30	0	0			
	平成17年度	30	30	0	0			
	<b>中央教育審議会</b>					無	<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>	
	平成13年度	30	30	0	0			
	平成14年度	30	30	0	0			
	平成15年度	30	30	0	0			
	平成16年度	30	28	0	0			
	平成17年度	30	28	0	0			
	<b>教科用図書検定調査審議会</b>					無	<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が</p>	
	平成13年度	30	29	0	0			
	平成14年度	30	30	0	0			
	平成15年度	30	30	0	0			
	平成16年度	30	30	0	0			
	平成17年度	30	29	0	0			

								<p>挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>
<b>国立大学法人評価委員会</b>								<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>
平成13年度	-	-	-	-			無	
平成14年度	-	-	-	-				
平成15年度	20	16	0	0				
平成16年度	20	14	0	0				
平成17年度	20	18	0	0				
<b>大学設置・学校法人審議会</b>								<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>
平成13年度	29	29	0	0			無	
平成14年度	29	29	0	0				
平成15年度	29	29	0	0				
平成16年度	29	29	0	0				
平成17年度	29	29	0	0				
<b>科学技術・学術審議会</b>								<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>
平成13年度	30	30	0	0			無	
平成14年度	30	30	0	0				
平成15年度	30	30	0	0				
平成16年度	30	30	0	0				
平成17年度	30	30	0	0				
<b>放射線審議会</b>								<p>1. 委員については審議会設置理由を踏まえ、教育界、学界、産業界等さまざまな分野から個人の人格や知見に基づいて有識者を選任しているところであり、特定の団体に所属していることのみを理由として選任はしていないこと。</p> <p>2. さらに審議会によっては次のような理由が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>
平成13年度	20	18	0	0			無	
平成14年度	20	18	0	0				
平成15年度	20	18	0	0				
平成16年度	20	18	0	0				
平成17年度	20	18	0	0				



									<p>挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ずしも消費者代表として委員を選任していない場合であっても、教育サービスの受益者など施策の受け手側の視点を代表する立場の委員は選任していること。</li> <li>・当該審議会に関する特定分野に関し学識経験のある者を選任する必要があること。</li> <li>・審議会設置理由から必ずしも消費者代表の参画を必要としないと考えられること。</li> </ul>	
厚生労働省	<b>医道審議会</b>								無	<p>医道審議会は、医師等の処分、医師等の国家試験の実施方法や、医師、歯科医師の臨床研修の内容等について審議することになっており、消費者政策形成過程における審議を行っているものではないため。</p>
	平成13年度	30	30	0	0					
	平成14年度	30	30	0	0					
	平成15年度	30	29	0	0					
	平成16年度	30	28	0	0					
	平成17年度	30	28	0	0					
	<b>援護審査会</b>								無	<p>援護審査会は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の規定に基づき、障害年金のじ後重症（法適用日以後、障害の状態になった者）について審議し、議決を行うとともに、障害年金、遺族年金等に関する処分についての行政不服審査法に基づく異議申立てに対して審議することになっており、消費者政策形成過程における審議を行っているものではないため。</p>
	平成13年度	10	10	0	0					
	平成14年度	10	10	0	0					
	平成15年度	10	10	0	0					
平成16年度	10	10	0	0						
平成17年度	10	10	0	0						
<b>厚生科学審議会</b>								有	<p>当該消費者代表委員については、審議会の下に設置されている生活衛生適正化分科会、医薬品販売制度改正検討部会の審議に参画しており、最近では、消費者政策に関連する「飲食店営業(めん類)、旅館業、浴場業の振興指針の改正について（平成16年11月15日答申）」及び「医薬品販売制度改正検討部会報告書（平成17年12月15日）」のとりまとめを行っている。</p> <p>これらは、消費者代表等からの意見も踏まえられた答申等となっており、今後の消費者政策の充実・強化に資するものとなっている。</p>	
平成13年度	30	30	1	1						
平成14年度	30	30	1	1						
平成15年度	30	30	1	1						
平成16年度	30	30	1	1						
平成17年度	30	30	1	1						
<b>疾病・障害認定審査会</b>								無	<p>当該審査会は、疾病や障害の認定、感染症不服申立等について審査を行っており、当該委員は当該審査会に属する分科会の中心的な審議内容である、疾病や障害の認定等に通ずる専門的かつ個別的審議内容に関する知識を有している必要があるため、消費者代表等の参画になじまないものである。</p>	
平成13年度	30	30	0	0						
平成14年度	30	30	0	0						
平成15年度	30	29	0	0						
平成16年度	30	28	0	0						
平成17年度	30	28	0	0						
<b>社会保険審査会</b>								無	<p>社会保険審査会は社会保険（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）に関する処分に対する不服申立てについて迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るため設置されており、法令上、消費者の意見を聞くことが想定されていない。</p>	
平成13年度	6	6	0	0						
平成14年度	6	6	0	0						
平成15年度	6	6	0	0						
平成16年度	6	6	0	0						
平成17年度	6	6	0	0						
<b>社会保障審議会</b>								無	<p>委員は学識経験のある者のうちから大臣が任命すると審議会令で規定されており、更に、当審議会は所掌が多岐にわたることから、それぞれの専門分野（経済、医療、社会保障、福祉・介護等）に精通した学識経験者を限られた定数の範囲内で任命しているところである。</p> <p>当審議会は、社会保障全体の方向付け・ビジョンについて審議する機能を有しており、その政策を審議する過程において、消費者団体代表の政策判断や合意形成は特に必要としないと認識している。</p>	
平成13年度	30	28	0	0						
平成14年度	30	28	0	0						
平成15年度	30	27	0	0						
平成16年度	30	25	0	0						
平成17年度	30	28	0	0						
<b>中央最低賃金審議会</b>								無	<p>中央最低賃金審議会は、最低賃金法第27条の規定によりその権限に属された事項を処理するため、委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命するため。</p>	
平成13年度	18	18	0	0						
平成14年度	18	18	0	0						
平成15年度	18	18	0	0						
平成16年度	18	18	0	0						
平成17年度	18	18	0	0						

中央社会保険医療協議会	平成13年度	20	20	0	0	無	中央社会保険医療協議会は診療報酬、保険医療機関及び保険医療費負担規則及び訪問看護療養費に関する事項等について厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議するため設置しており、支払側委員（保険者、被保険者、事業主を代表とする委員）と診療側委員（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）とが保険契約の両当事者として協議し、公益委員がこの両者を調整して合意を得るといふ三者構成をとることが法定されていることから、消費者の意見を聞くことが想定されていない。	
	平成14年度	20	20	0	0			
	平成15年度	20	20	0	0			
	平成16年度	20	20	0	0			
	平成17年度	20	20	0	0			
	独立行政法人評価委員会	平成13年度	20	15	0	0	無	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法第12条等の規定に基づき、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うために設置しているものであり、政策形成に係る審議を行うためのものではないため。
		平成14年度	20	15	0	0		
		平成15年度	30	26	0	0		
		平成16年度	30	25	0	0		
		平成17年度	30	29	0	0		
	薬事・食品衛生審議会	平成13年度	30	30	2	2	有	薬事・食品衛生審議会では、化粧品・医薬部外品部会、化学物質安全対策部会、食品衛生分科会に左欄のとおり消費者代表等が分科会メンバーとして参画しており、化粧品基準の設定、家庭用品等における化学物質の毒性の判定、食品添加物の使用基準、食品に残留する農薬の残留基準の設定、遺伝子組み換え表示対象品目の見直し等の議題の審議にあたり、消費者団体代表等からの意見を踏まえている所である。
		平成14年度	30	30	2	2		
		平成15年度	30	30	2	2		
		平成16年度	30	30	2	2		
		平成17年度	30	30	3	3		
	労働政策審議会	平成13年度	30	30	0	0	無	労働政策審議会は、厚生労働省設置法第9条第1項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1第16号の規定によりその権限に属された事項を処理するため、委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命している。
		平成14年度	30	30	0	0		
		平成15年度	30	30	0	0		
		平成16年度	30	30	0	0		
		平成17年度	30	30	0	0		
労働保険審査会	平成13年度	9	9	0	0	無	労働者災害補償保険及び雇用保険の保険給付に関する不服申立を審査する機関であるため。法令上、消費者の意見を聞くことが想定されていない。	
	平成14年度	9	9	0	0			
	平成15年度	9	9	0	0			
	平成16年度	9	9	0	0			
	平成17年度	9	9	0	0			
農林水産省	農業資材審議会	平成13年度	30	30	0	0	無	当審議会は、農薬、飼料、農業機械、種苗に関する四つの法律の施行に関する事項を審議することになっている。 本審に消費者代表の方には参画していただけないが、本審の下に設けられている各分科会においては、消費者団体の方にも委員として参画していただき、ご意見をいただいているところである。
		平成14年度	30	29	0	0		
		平成15年度	30	29	0	0		
		平成16年度	30	29	0	0		
		平成17年度	30	29	0	0		
	食料・農業・農村政策審議会	平成13年度	30	30	2	2	有	食料・農業・農村政策審議会では、消費者代表等が審議会メンバーとして参画しており、食料・農業・農村白書等に消費者の視点を盛り込む等、消費者代表として調査審議を行った。
		平成14年度	30	30	2	2		
		平成15年度	30	22	1	1		
		平成16年度	30	22	1	1		
		平成17年度	30	20	1	1		
獣医事審議会	平成13年度	20	20	0	0	無	獣医事審議会の委員は、獣医師法第25条に基づき農林水産大臣が、 ①獣医師が組織する団体を代表するもの ②学識経験がある者 のうちから任命するとされているため。  獣医事審議会は、獣医師国家試験に関する事務、その他獣医師法（昭和24年法律第186号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）によりその権限に属せられた事項を処理するために農林水産省に置かれている。	
	平成14年度	20	20	0	0			
	平成15年度	20	20	0	0			
	平成16年度	20	20	0	0			
	平成17年度	20	20	0	0			
農林漁業保険審査会	平成13年度	20	20	0	0	有	農林漁業保険審査会では、農林漁業保険に関する事項についてなされた申し立てについて、消費者代表を含む委員からの幅広い見地による意見を踏まえ、適正な審査を行うこととしている。	
	平成14年度	20	20	0	0			
	平成15年度	20	20	1	1			
	平成16年度	20	20	1	1			
	平成17年度	20	20	2	2			



<b>化学物質審議会</b>	平成13年度	20	14	1	1	有	化学物質審議会では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律その他の関連法令に基づきその権限に属させられた事項に関して審議を行っており、左欄のとおり当該審議会には消費者代表が参画している。学者や企業の幹部がメンバーの大半を占める中で、消費者代表からは、消費者の立場に立った有意義な御意見を御提示いただいている。
	平成14年度	20	14	1	1		
	平成15年度	20	12	1	1		
	平成16年度	20	12	1	1		
	平成17年度	20	11	1	1		
<b>総合資源エネルギー調査会</b>	平成13年度	30	24	2	2	有	総合資源エネルギー調査会では、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項等についての審議を行っており、左欄のとおり消費者代表等に審議会のメンバーとして参画をいただいている。エネルギー政策に関して消費者の観点からの貴重な御意見・御提示をいただいております、多方面からの審議を行っている。
	平成14年度	30	28	2	2		
	平成15年度	30	27	2	2		
	平成16年度	30	23	2	2		
	平成17年度	30	28	3	3		
<b>工業所有権審議会</b>	平成13年度	30	11	0	0	無	工業所有権審議会では、特許法、意匠法及び弁理士法の規定によりその権限に属させられた事項の審議を行っているが、これらの審議には専門的知見が不可欠であるため、現在、特に消費者代表の参画を求めている。
	平成14年度	30	11	0	0		
	平成15年度	30	11	0	0		
	平成16年度	30	11	0	0		
	平成17年度	30	11	0	0		
<b>中小企業政策審議会</b>	平成13年度	30	29	1	1	無	中小企業政策審議会では、中小企業基本法等の規定によりその権限に属させられた事項その他中小企業政策に関する審議を行っているが、施策の受け手は中小企業者であり、必ずしも審議過程に消費者代表の参画を必要とするものではないため、現在、消費者代表の参画を求めている。
	平成14年度	30	29	1	1		
	平成15年度	30	28	1	1		
	平成16年度	30	28	0	0		
	平成17年度	30	27	0	0		
<b>国土交通省</b>	<b>運輸審議会（※平成17年度：1名任命手続中）</b>					無	運輸審議会は、国土交通大臣の行う個々の行政処分等について審議し答申を行う機関である。委員の任命については、法律で規定されているが、出身分野については特段の定めはない。委員の人選に当たっては、利用者ニーズ、運輸を巡る経済、社会情勢の変化や多様な行政需要の動向を踏まえて、公平かつ合理的な審議を確保できるよう、年齢35年以上の者で広い経験と高い識見を有する者を選考し、任命しているところである。
	平成13年度	6	6	0	0		
	平成14年度	6	6	0	0		
	平成15年度	6	6	0	0		
	平成16年度	6	6	0	0		
	平成17年度	6	5	0	0		
<b>航空・鉄道事故調査委員会</b>	平成13年度	10	10	0	0	無	航空・鉄道事故調査委員会委員長及び委員の任命にあたっては、航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和48年法律第113号）第6条第1項により、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者うちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命することとされている。 委員会の所掌事務を遂行するためには、航空及び鉄道に関する様々な分野における専門的な知識・経験が必要であることから、従前から科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者であって、航空分野については、航空工学、航空機の構造、航空機の運航・整備、航空機の操縦、鉄道分野については、土木工学、電気工学、車両工学、鉄道の運転などの分野において、高度の学識及び経験を有する者を任命しているところである。 また、専門委員は航空・鉄道事故調査委員会設置法第12条第1項により、専門の事項を調査させるため、置くことができるとされており、従前から極めて専門的な事項について調査が必要な場合に、任命しているところである。
	平成14年度	10	10	0	0		
	平成15年度	10	10	0	0		
	平成16年度	10	10	0	0		
	平成17年度	10	10	0	0		
<b>交通政策審議会</b>	平成13年度	30	27	1	1	有	交通政策審議会は、国土交通大臣の諮問に応じて、交通政策に関する重要事項について調査・審議を行っているところ、左欄のとおり、消費者代表等も審議会メンバーとして参画していただいている。 交通政策審議会は、ほぼ年一回の割合で、社会資本整備審議会との合同総会を実施してお
	平成14年度	30	26	1	1		
	平成15年度	30	28	1	1		
	平成16年度	30	28	1	1		
	平成17年度	30	30	1	1		

(各年12月31日現在)

								り、その際の議題も、社会資本整備のあり方、バリアフリー施策、地球温暖化対策から国際物流施策、技術施策までと多岐に渡っているところ、消費者代表等からは日常の消費生活を支える観点から幅広くご意見を頂いており、今後の国土交通省の政策の充実・強化のための方向性を検討する上で貴重な存在となっている。
<b>独立行政法人評価委員会</b>								<p>独立行政法人評価委員会については、法令上その評価は、専門性、実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立的に行わなければならない。この考え方を踏まえて、委員の人選にあたっては、</p> <p>①評価の客観性を確保するため、「経済」、「経営」、「企業会計」、「法曹」、「マスコミその他」の一般的分野からの有識者</p> <p>②評価の専門性を高めるため、各独立行政法人固有の業務に関する専門的分野からの有識者を総合的にできるだけバランスよく選定することとしている。</p> <p>また、独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法第12条等の規定に基づき、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うために設置しているものであり、政策形成に係る審議を行うためのものではない。</p>
<b>国土審議会</b>								<p>当審議会を構成する委員には、委員、特別委員、専門委員があり、それぞれ委員には学識経験を有する者を、特別委員には国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者を、専門委員には当該専門の事項に関し学識経験を有する者を任命することが法令上規定されている。</p> <p>これら委員等の任命に当たっては、消費者代表等を含め広く国民の参画を想定しているところであるが、非常に広範な分野の内容や専門的事項を調査審議するという特性を有している反面、実質的な調査審議の場とするために人数的な制約があること等から、実際には消費者代表として参画している委員はいないところである。</p> <p>ただし、（内閣府実施の調査において把握している消費者団体には含まれていないが）国民の生活における権利・権益の擁護・維持を目的として活動しているNPO等の市民団体に所属している委員はおり、審議に参画いただいているところである。</p>
<b>土地鑑定委員会</b>								<p>当委員会の委員は、根拠法である地価公示法において、不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有する者を任命すると規定されている。</p> <p>また、当委員会の所掌事務が地価公示、不動産鑑定士試験の実施等、極めて専門的な内容となっており、直接的に消費者との関わりのある事務ではないことから、当委員会へ参画可能な消費者代表は具体的には想定されない。</p>
<b>奄美群島振興開発審議会</b>								<p>当審議会の委員は、根拠法である小笠原諸島振興開発特別措置法において、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の長のうちから任命すると規定されている。</p> <p>また、当審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関し重要な事項を調査審議するとなっており、直接的に消費者との関わりのある事務ではないことから、当審議会へ参画可能な消費者代表は具体的には想定されない。</p>
<b>小笠原諸島振興開発審議会</b>								<p>当審議会の委員は、根拠法である小笠原諸島振興開発特別措置法において、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の長のうちから任命すると規定されている。</p> <p>また、当審議会は、旧島民の帰島及び小笠原</p>
平成13年度	30	29	0	0				
平成14年度	30	30	0	0				
平成15年度	30	24	0	0				
平成16年度	30	26	0	0				
平成17年度	30	28	0	0				
平成13年度	30	30	0	0				
平成14年度	30	30	0	0				
平成15年度	30	30	0	0				
平成16年度	30	29	0	0				
平成17年度	30	30	0	0				
平成13年度	7	7	0	0				
平成14年度	7	7	0	0				
平成15年度	7	7	0	0				
平成16年度	7	7	0	0				
平成17年度	7	7	0	0				
平成13年度	11	11	0	0				
平成14年度	11	11	0	0				
平成15年度	11	11	0	0				
平成16年度	11	11	0	0				
平成17年度	11	11	0	0				
平成13年度	20	20	0	0				
平成14年度	20	13	0	0				
平成15年度	20	13	0	0				
平成16年度	20	13	0	0				

	平成17年度	20	13	0	0			諸島の振興開発に関し重要な事項を調査審議するとなっており、直接的に消費者との関わりのある事務ではないことから、当審議会へ参画可能な消費者代表は具体的には想定されない。
	<b>社会資本整備審議会</b>							
	平成13年度	30	30	0	0		無	社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じて、社会資本整備等に関する重要事項について調査・審議を行っている。
	平成14年度	30	28	0	0			社会資本整備のあり方、バリアフリー施策、地球温暖化対策から住宅政策、不動産投資市場のあり方までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として、消費者代表の方が存在しなかった。
	平成15年度	30	29	0	0			
	平成16年度	30	29	0	0			
	平成17年度	30	30	0	0			
	<b>中央建設工事紛争審査会</b>							
	平成13年度	15	15	0	0		無	本審査会の委員及び特別委員については、本審査会の取り扱う紛争事案の専門・技術的な内容に鑑みて、法律・土木・電気等の資格を持った専門家や大学教授等を任命しているところ
	平成14年度	15	15	0	0			で、その結果として、消費者代表の方が存在しなかった。
	平成15年度	15	15	0	0			
	平成16年度	15	15	0	0			
	平成17年度	15	15	0	0			
	<b>中央建設業審議会</b>							
	平成13年度	20	20	0	0		無	中央建設業審議会の審議対象に深く参画頂ける委員を選定したところ、結果として、消費者代表の方が存在しなかった。
	平成14年度	20	19	0	0			
	平成15年度	20	20	0	0			
	平成16年度	20	20	0	0			
	平成17年度	20	20	0	0			
	<b>国土開発幹線自動車道建設会議</b>							
	平成13年度	20	10	0	0		無	国土開発幹線自動車道建設会議の委員については、衆議院議員6名及び参議院議員4名の計10名が国会の指名により選出され、学識経験のある者については、国土交通大臣が任命している。
	平成14年度	20	10	0	0			国土交通大臣が任命する学識経験のある者については、各分野から幅広く人選を行ったもので、その結果として、消費者代表の方が存在していない。
	平成15年度	20	20	0	0			
	平成16年度	20	20	0	0			
	平成17年度	20	20	0	0			
	<b>中央建築士審査会</b>							
	平成13年度	10	10	0	0		無	中央建築士審査会においては建築物等の技術的、専門的な整備の方法や保全のあり方等について審議しており、一般消費者との関連は少ないと考えられるため。
	平成14年度	10	10	0	0			
	平成15年度	10	10	0	0			
	平成16年度	10	10	0	0			
	平成17年度	10	10	0	0			
<b>環境省</b>	<b>中央環境審議会</b>							
	平成13年度	30	30	0	0		無	環境大臣に対し環境基本計画の策定及び変更
	平成14年度	30	30	0	0			に際し意見を述べるとともに環境大臣・関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議し、これらの事項に関し環境大臣・関係大臣に意見を述べることのできる学識経験のある者のうちから委員を選任しているため。
	平成15年度	30	30	0	0			
	平成16年度	30	29	0	0			
	平成17年度	30	30	0	0			
	<b>環境省独立行政法人評価委員会</b>							
	平成13年度	-	-	-	-		有	環境省独立行政法人評価委員会の委員として、各年度の業務実績評価、中期目標の策定及び中期計画の認可についての意見を述べていただくなど、独立行政法人の業務運営の評価に
	平成14年度	7	7	0	0			与えられた。
	平成15年度	7	7	0	0			
	平成16年度	7	7	0	0			
	平成17年度	7	7	1	1			
	<b>有明海・八代海総合調査評価委員会</b>							
	平成14年度	20	19	0	0		無	有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、国及び関係自治体が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に関する評価を行うため設置された委員会であり、その委員については、大学及び研究機関等に所属し、専門分野に関する高い知見を備えた研究者に対し、参画を要請しているものである。
	平成15年度	20	19	0	0			
	平成16年度	20	19	0	0			
	平成17年度	20	19	0	0			
<b>防衛庁</b>	<b>防衛施設中央審議会</b>							
(防衛省所管分については、調	平成13年度	7	7	0	0		無	防衛施設中央審議会は、駐留軍用地特措法に基づき内閣総理大臣が代行裁決を行う場合の議決及び内閣総理大臣の諮問事項（返還、損失補償等に係る異議の申出）に係る審議並びに
	平成14年度	7	7	0	0			
	平成15年度	7	7	0	0			

査時点での「防衛庁」の数字として記載)	平成16年度	7	7	0	0			<p>国守に係る共済の中心に心づいた審議等並びに連合国古領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律に基づく防衛施設庁長官の諮問事項（給付金の支給に係る不服申立）に応ずる審議等を行うものである。</p> <p>したがって、事務の内容から必ずしも消費者代表を必要としないと考えられるため、消費者代表は当該審議会に参画していない。なお、委員の任命については、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命することとされている。</p>
	平成17年度	7	7	0	0			
<b>防衛人事審議会</b>								<p>無</p> <p>防衛人事審議会は、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律第30条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第23条第2項の規定に基づき、その権限に属させられた事項並びに防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令及び防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令第6条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理し、自衛隊法第31条第2項の規定により長官が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ長官に対して意見を述べることを目的として設置されている。</p> <p>したがって、事務の内容から必ずしも消費者代表を必要としないと考えられるため、消費者代表は当該審議会に参画していない。なお、委員の任命については、学識経験のある者のうちから、防衛庁長官が任命することとされている。</p>
平成13年度	16	16	0	0				
平成14年度	16	16	0	0				
平成15年度	16	16	0	0				
平成16年度	16	16	0	0				
平成17年度	16	16	0	0				
<b>自衛隊員倫理審査会</b>								<p>無</p> <p>自衛隊員倫理審査会は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛庁長官の事務を補佐させるため、設置されており、所掌事務については、倫理法等違反行為の調査及び各種報告書の審査等を行っている。</p> <p>したがって、事務の内容から必ずしも消費者代表を必要としないと考えられるため、消費者代表が当該審議会に参画していない。</p> <p>なお、委員の任命については、学識経験のある者のうちから、防衛庁長官が任命することとされている。</p>
平成13年度	5	5	0	0				
平成14年度	5	5	0	0				
平成15年度	5	5	0	0				
平成16年度	5	5	0	0				
平成17年度	5	5	0	0				
<b>防衛調達審議会</b>								<p>無</p> <p>当該審議会は、防衛装備品という特殊仕様の物品等の調達に関することを審議対象としており、審議に際しては、民法等の法律に関する知見、企業会計に関する知見、装備品の運用に関する知見が要されることから、消費者代表は当該審議会に参画していない。</p>
平成13年度	7	7	0	0				
平成14年度	7	7	0	0				
平成15年度	7	7	0	0				
平成16年度	7	7	0	0				
平成17年度	7	7	0	0				